

国立大学法人高知大学情報公開に関する規則

平成16年4月1日
規則第18号

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における情報公開の実施については法令又は別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定するものをいう。

2 この規則において「部局」とは、各学部（附属施設を含む。以下同じ。）、大学院総合人間自然科学研究科、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、保健管理センター及び事務局をいう。

(本学の責務)

第3条 本学は、情報の公開を原則とし、国民の情報公開を求める権利が十分に尊重されるように努め、請求に基づく開示の他、情報提供を行わなければならない。

2 本学は、その運用において個人に関する情報が保護されるよう最大限努めなければならない。

(委員会の設置)

第4条 本学における情報公開の円滑な運用を図るため、高知大学情報公開委員会（以下「情報公開委員会」という。）を置く。

2 情報公開委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(開示の受付)

第5条 本学が保有する法人文書について、開示請求があつた場合は、国立大学法人高知大学情報公開室（以下「情報公開室」という。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 本学が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人高知大学法人文書管理規則第17条に規定する高知大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別記様式第1号の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、別に定める手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(3) 開示請求書を受領したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求のあった法人文書の特定を行うものとする。

（開示等の検討）

第6条 学長は、法人文書の開示又は不開示（以下「開示等」という。）を別に定める判断基準により検討するに当たって、当該法人文書を保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じて情報公開委員会に意見を求めることができる。

（開示等の決定）

第7条 学長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をしなければならない。

2 学長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別記様式第2号により当該請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別記様式第3号により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 学長は、法第12条第1項又は法第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するときは、別記様式第4号により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 学長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別記様式第5号により当該第三者に通知しなければならない。

6 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別記様式第6号により当該第三者に通知しなければならない。

7 学長は、開示等の決定をしたときは、別記様式第7-1号、別記様式第7-2号又は別記様式第7-3号により当該開示申請者に通知しなければならない。

（開示の実施）

第8条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別記様式第8号による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別記様式第9号により開示の申出書が提出されたときは、開示を

受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- 2 前項の規定により開示を実施するときは、別に定める開示実施手数料を徴収するものとする。
- 3 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については別に定める方法により行うものとする。
- 4 法人文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により情報公開室まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局において実施できる。
- 5 開示を受ける者が、法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、情報公開室より法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(移送された事案)

第9条 法第12条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第6条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(審査請求)

第10条 学長は、開示をしない旨の決定等について審査請求があったときは、情報公開委員会の意見を求めるものとする。

- 2 学長は、法第19条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別記様式第10号により審査請求をした者（以下「審査請求人」という。）に通知しなければならない。
- 3 学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、別記様式第11号により審査請求人に通知しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、医学部にあつては、第2条第2項及び第6条に規定する部局を「医学科講座専門分野、看護学科講座、附属病院診療科、附属病院中央診療施設、附属病院特殊診療施設、附属病院薬剤部、附属病院看護部、附属医学情報センター、総合情報センター

(図書館) 医学部分館及び保健管理センター医学部分室」に読み替えるものとする。

附 則 (平成 18 年 7 月 12 日規則第 17 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 12 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 18 日規則第 145 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 2 月 9 日規則第 48 号)

この規則は、令和 4 年 2 月 9 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 28 日規則第 132 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

法人文書開示請求書

国立大学法人高知大学長 殿

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定により、次のとおり請求します。

<p>法人文書の名称又は知りたい内容等 〔請求に係る法人文書が特定できるように、できるだけ具体的に記入してください。〕</p>	
<p>備考（任意記入） ① 求める開示の実施方法 ② 大学において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別について記入してください。</p>	<p>① 開示の実施方法 1 閲覧 2 写しの交付 3 その他（ ） ② 希望するほうに○を付してください。 イ 大学において開示の実施を求める。（この場合、希望日を記入してください。） 年 月 日（ ） 時 分 年 月 日（ ） 時 分 ロ 写しの送付による開示の実施を求める。</p>

（*以下は記入不要）

受理年月日	年 月 日	受付担当	情報公開担当 （ ） -
決定期限	年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円× 件		円

法人文書開示決定延期通知書

殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決 定 期 限	年 月 日
延 長 す る 期 間	日間
延長後の決定期限	年 月 日
延 長 の 理 由	

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。

法人文書開示決定特例延期通知書

殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決 定 期 限	年 月 日
相当部分を除いた 決定期間を延長する 残りの部分	
残りの部分の決定 を延長する期間	日間
残りの部分の延長 後の決定期限	年 月 日
延 長 の 理 由	

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律12条第1項（又は第13条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称	
事案の移送先の独立行政法人等名及び担当	担当 住 所 電話番号（ ） —
事案の移送をした理由	

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel ）にご連絡ください。

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

殿

国立大学法人高知大学長

あなたに関する情報が記録されております法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定により開示の請求がありましたので通知します。

については、この情報の開示の当否についてご意見のある場合には、書面（様式任意）によりお知らせください。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示しようとする場合の摘要条項及びその理由	
請求年月日	年 月 日
開示不開示の決定 予定年月日	年 月 日
意見書提出先	国立大学法人高知大学情報公開室 住所：〒 ー 電話番号：() ー
意見書提出期限	年 月 日

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ー ー）にご連絡ください。
なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものといたします。

第三者に係る法人文書開示決定通知

殿

国立大学法人高知大学長

あなたに関する情報が記録されております法人文書の開示請求について、先にご意見をいただきましたが、この度開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により、次のとおりお知らせします。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
法人文書の開示の年月日	年 月 日

* この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人高知大学長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人高知大学を被告として（訴訟において国立大学法人高知大学を代表する者は国立大学法人高知大学長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（☎ _____）にご連絡ください。

法人文書開示決定通知書

殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示請求については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる。 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない。 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 （別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。）	1) 年 月 日 () 時 分 2) 年 月 日 () 時 分 3) 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円

- * 1 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。
- * 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報公開担当まで提出してください。
 なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。
- * 3 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、金融機関に振り込む場合は、振り込んだことを証する書面を開示実施日までに送付願います。（金額は、後日改めて連絡します。）
- * 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

法人文書部分開示決定通知書

殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる。 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない。 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 (別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。)	1) 年 月 日 () 時 分 2) 年 月 日 () 時 分 3) 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	日間 円

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人高知大学長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人高知大学を被告として(訴訟において国立大学法人高知大学を代表する者は国立大学法人高知大学長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- * 1 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL)にご連絡ください。
* 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報公開担当まで提出してください。

なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき(開示実施手数料が無料の場合に限る。)は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。

- * 3 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、金融機関に振り込む場合は、振り込んだことを証する書面を開示実施日まで送付願います。

(金額は、後日改めて連絡します。)

- * 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要な事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。

法人文書不開示決定通知書

殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
開示しない理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人高知大学長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人高知大学を被告として(訴訟において国立大学法人高知大学を代表する者は国立大学法人高知大学長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

* 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL)にご連絡ください。

開示の実施方法の申出書

国立大学法人高知大学長 殿

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居住 〒

電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、下記のとおり開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p style="text-align: center;">開 示 の 実 施 方 法</p> <p>（開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。）</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
---	--

(*以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>(開示の実施を求める部分)</p>
<p>イ 大学において開示の実施を希望する。</p>	<p>(開示の実施を希望する日)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>(写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要）)</p> <p>〒</p>
<p>エ 開示実施手数料の納入方法</p>	<p>1) 開示実施日に開示実施場所で納入する。 2) 開示実施前までに納付する。</p>

* 開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る。）は、本書を提出する必要はありません。

更なる開示の申出書

国立大学法人高知大学長 殿

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

年 月 日付け 第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、年 月 日に開示の実施を受けましたが、下記のとおり更なる開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p>開示の実施方法 開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	---

(*以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>(開示の実施を求める部分)</p>
<p>イ 大学において開示の実施を希望する。</p>	<p>(開示の実施を希望する日) 年 月 日 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>(写しの送付先 (上記住所又は居所と同じ時は記入不要)) 〒</p>

* 正当な理由がある場合を除き、一度受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けで審査請求のありました件については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

審査請求に係る法人 文書の名称又は内容	
審査請求に係る開示 決定等	
審査請求の内容	
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。

審査請求に対する裁決通知書

殿

国立大学法人高知大学長

年 月 日付けで審査請求のありました件については、次のとおり裁決しましたので、
通知します。

審査請求のあった法 人文書の名称	
審査請求に対する裁 決	
審査請求に対する裁 決の理由	

* 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL ）にご連絡ください。